

お肉の表示ハンドブック (食肉公正競争規約との関連)

03

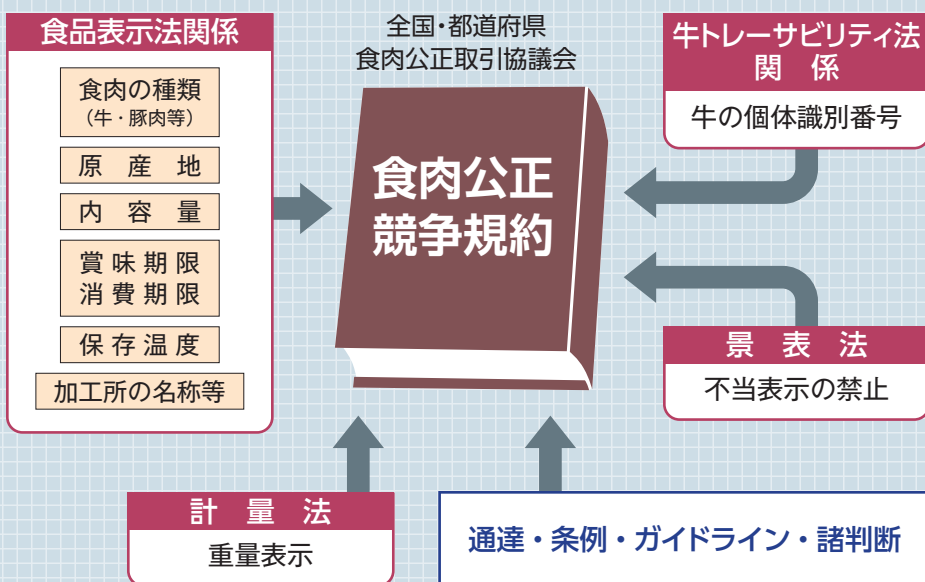
お肉の表示ハンドブック

お肉の表示ハンドブックは、小売販売業者などが扱う食肉(主に生鮮肉)の表示に関する業界の自主ルールを定めた「食肉公正競争規約(下記参照)」の内容を基本として図解などでわかり易く解説したものです。この公正競争規約の定めのない生鮮肉以外の食肉半製品などの食肉加工品の表示についても解説しています。

▶ 食肉公正競争規約

食肉公正競争規約は、食品表示法の表示基準で定められている食肉の種類、原産地、期限表示などの事項に加え、部位の名称表示、さらに牛トレーサビリティ法に基づく個体識別番号の伝達・表示、景表法に基づく不当表示の禁止、計量法に基づく重量表示など生鮮肉の表示に必要なあらゆる関係法規の基準、規則及び通達、条例、ガイドラインの規定などが網羅され、設定されています。

食肉公正競争規約と関係法規の概念図



▶ 食肉公正競争規約の対象および ハンドブックの解説範囲

「食肉公正競争規約」では、食肉小売業者及び卸売業者の生鮮食肉に関する表示事項を定めていますが、本ハンドブックでは、当該業者が扱う食肉半製品（いわゆる食肉加工品の一部）などの表示事項についても解説しています。

なお、ハム・ソーセージなどの食肉製品については、別途「ハム・ソーセージ類公正競争規約」が定められています。

お肉の表示ハンドブックの解説範囲

食肉公正競争規約



生鮮食肉が対象

カット肉等



対象事業者

生鮮食肉卸業者



生鮮食肉小売業者



店内で加工



加工度の低い食肉

豚の味噌漬け等

加工食肉

ハンバーグ等

ハム・ソーセージ類 公正競争規約

加熱食肉製品など

ハム・ソーセージなど



社会通念上そうざいと みなされるもの※

とんかつ・
コロッセなど



※食肉店（飲食店営業）で調理・販売している、とんかつ、大和煮、甘露煮（角煮）、焼き鳥、シュウマイ、コロッセ、ギョウザ等ほか、社会通念上そうざいとみなされるものについては、食肉の含有率にこだわらず食肉製品には該当しません。

©厚生労働省「各自治体からの質疑事項応答（令和4年3月）」のP21参照 <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000925102.pdf>